

諮問番号：令和2年度諮問第5号

答申番号：令和2年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求外 （以下「審査請求人母」という。）は、平成29年6月15日、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定に基づき、神戸市長から、要介護状態区分を要介護2と、有効期間を平成29年7月1日から平成31年6月30日までとする要介護認定（以下「前回介護認定」という。）を受けていた。
- 2 審査請求人は、平成31年中に、神戸市須磨福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、審査請求人母を所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条に定める障害者又は所得税法施行令第10条第2項及び地方税法施行令第7条の15の7に定める特別障害者として認定することを求めて、平成30年分の障害者控除対象者認定の申請（以下「前回認定申請」という。）をしたところ、処分庁は、審査請求人に対し、「審査請求人母が障害者に該当する」旨の障害者控除対象者認定処分（以下「前回認定処分」という。）をした。
- 3 審査請求人母は、令和元年6月19日、介護保険法第19条第1項の規定に基づき、神戸市長から、要介護状態区分を要介護2と、有効期間を令

和元年7月1日から令和4年6月30日までとする要介護認定（以下「今回介護認定」という。）を受けていた。

- 4 審査請求人は、令和2年1月27日、処分庁に対し、審査請求人母を所得税法施行令第10条第1項及び地方税法施行令第7条に定める障害者又は所得税法施行令第10条第2項及び地方税法施行令第7条の15の7に定める特別障害者として認定することを求めて、平成31年分の障害者控除対象者認定の申請（以下「今回認定申請」という。）をした。
- 5 処分庁は、審査請求人に対し、令和2年1月27日付け神 第 号「障害者控除対象者認定申請の結果について（通知）」により、「審査請求人母が障害者に非該当である」旨の障害者控除対象者否認処分（以下「本件否認処分」という。）をした。
- 6 審査請求人は、令和2年2月10日、本件否認処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) はじめに

前回認定申請の審査では、前回介護認定の結果により「審査請求人母が障害者に該当する」旨の前回認定処分となったが、本件認定申請の審査では、今回介護認定の結果により「審査請求人母が障害者に非該当である」旨の本件否認処分となった。

本件申請では令和元年6月の介護保険要介護認定・要支援認定等の結果により非該当となった。

(2) 前回介護認定と今回介護認定の違い

ア 今回介護認定の調査を担当した調査員が作成した調査票の各項目は、いずれも審査請求人母の機能が前回介護認定時より低下していることを表している。

イ 今回介護認定の主治医が作成した意見書の各項目は、いずれも審

査請求人母の機能が前回介護認定時より低下していることを表している。

ウ それにもかかわらず、審査請求人母の「認知症高齢者の日常生活自立度」のランクは、逆に前回介護認定の「Ⅲ a」から今回介護認定の「Ⅱ b」に上昇改善している。

(3) 前回介護認定と今回介護認定の介護認定審査会について

ア 前回介護認定の介護認定審査会において、神戸市は、審査請求人母の「認知症高齢者の日常生活自立度」のランクにつき、調査員が作成した調査票が「Ⅲ a」、主治医が作成した意見書が「Ⅰ」と2ランク以上の相違のあることについて調査員に質問をしているが、調査員は、審査請求人母の排尿や排便に介助が必要な点を挙げて調査票記載のとおり「Ⅲ a」を選択した。

イ ところが、今回介護認定の介護認定審査会において、神戸市は、審査請求人母の「認知症高齢者の日常生活自立度」のランクにつき、調査員が作成した調査票が「Ⅲ a」、主治医が作成した意見書が「Ⅱ b」と両者の差が少なくなってきたにもかかわらず、調査員に対して審査請求人母の排尿や排便についての質問をせず、それ以外の日常生活の自立に関する質問・確認をしたことから、調査員は、当初、今回介護認定の調査票では審査請求人母の排尿や排便に介助が必要な点を挙げて「Ⅲ a」を選択していたにもかかわらず、結局「Ⅱ b」にランクを訂正した。

(4) 以上のとおり、神戸市は、今回介護認定の介護認定審査会において、前回介護認定時よりも審査請求人母の「認知症高齢者の日常生活自立度」が明らかに低下しているにもかかわらず、調査員に対して不当にそのランクの見直しを求めたものであって、今回介護認定の介護認定審査会の審議には疑義がある。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定

により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) はじめに

ア 所得税の障害者控除対象者につき、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号及び第29号は、第79条第1項に定める「障害者」とは「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定める者をいう。」、「特別障害者」とは「障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定める者をいう。」とそれぞれ定め、これを受けて、①所得税法施行令第10条第1項は、上記「障害者」として、「第1号 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所等で知的障害者と判定された者、第2号（省略）、第3号 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害があるものとして記載されている者、第4号ないし第6号（省略）、第7号 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害がある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長（社会福祉事務所が老人福祉法第5条の4第2項各号に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉事務所の長。以下「市町村長等」という。）の認定を受けている者」、また、同条第2項は、上記「特別障害者」として、「第1号 前項第1号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所等で重度の知的障害者と判定され

た者，第2号（省略），第3号 前項第3号に掲げる者のうち，同号の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者，第4号及び第5号（省略），第6号 前項第7号に掲げる者のうち，その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者」をそれぞれ掲げている。

イ 次に，住民税のうち，所得の額によって課する道府県民税（所得割）の障害者控除対象者につき，地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第10号及び第34条第1項第6号は，第34条第1項第6号に定める「障害者」とは「精神上的障害により弁識する能力を欠く常況にある者，失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。」，「特別障害者」とは「障害者のうち，精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。」とそれぞれ定め，これを受けて，地方税法施行令第7条は，上記「障害者」として，所得税法施行令第10条第1項第1号ないし第7号と同一の者を掲げるとともに，第7条の15の7は，前記「特別障害者」として，所得税法施行令第10条第2項第1号ないし第6号と同一の者を掲げている。

ウ さらに，所得の額によって課する市町村税（所得割）の障害者控除対象者につき，地方税法第292条第1項第10号及び第314条の2第1項第6号は，第314条の2第1項第6号に定める「障害者」とは「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者，失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。」，「特別障害者」とは「障害者のうち，精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。」とそれぞれ定め，これを受けて，地方税法施行令第46条は，上記「障害者」として「（地方税法施行令）第7条に規定する者とする。」と定めるとともに，第48条の7第2項は，上記「特別障害者」として「（地方税

法施行令) 7条の15の7に規定する者とする。」と定めている。

- (2) 審査請求人が今回認定申請に際して処分庁に提出した「令和2年1月27日付障害者控除対象者認定申請書」(以下「今回認定申請書」という。)の記載によれば、審査請求人母は昭和2年□月□日生れの女性で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていないことが認められ、また、同申請書の「身体の状況」欄には「ねたきりではないが、日常生活に支障がある状態」に、「精神の状況」欄には「常時介護を要する重度の認知症の状態」にそれぞれ該当する旨の記載があることが認められる。そうすると、前記(1)で記載したところから明らかなおり、本件審査請求の争点は、今回認定申請に対して、処分庁が、審査請求人母を所得税法施行令第10条第1項第7号及び地方税法施行令第7条第6号に規定する「障害の程度が第1号又は第3号に該当する者に準ずるもの」及び所得税法施行令第10条第2項第7号及び地方税法施行令第7条の15の7第6号に規定する「その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるもの」のいずれにも該当するものと認定しなかったことが適法であったか否かに帰着することとなる。
- (3) 神戸市は、同市の福祉事務所長が、所得税法施行令第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令第7条第7号及び第7条の15の7第6号の各認定を適正かつ公平に行うために、「障害者控除対象者認定書の認定要領(平成22年12月20日改正)」(以下「本件認定要領」という。)を策定してこれに依拠して認定するとともに、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(要介護認定における「認定調査票記入の手引き」,「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について(平成21年9月30日付け老老発0930第2号厚生労働省老健局老人保健課長通知)により通知されたもの。以下「本件自立度判定基準」という。)を活用して、上記各認定を行っている。本件認定要領及び本件自立度判定基準は、所得税法及び地方

税法の目的及び理念のほか、認知症高齢者に関する専門的知識や長年培われてきた実務経験に基づき策定されたものであるところ、現時点において、その内容の不合理性・不適切性は認められないし、この点に関する審査請求人からの指摘もない。よって、処分庁が今回認定申請に対する審理・認定判断を行うに当たり、本件認定要領及び本件自立度判定基準に依拠したこと自体はもとより合理的で正当なものというべきである。そして、所得税法施行令第10条第1項第7号及び地方税法施行令第7条第7号に定める「知的障害者に準ずるもの」並びに所得税法施行令第10条第2項第6号及び地方税法施行令第7条の15の7第6号に定める「重度の知的障害者に準ずるもの」の認定方法は、本件認定要領によれば、①障害者控除対象者認定申請書の認定対象年の12月31日時点を確認したうえで、②「介護保険要介護認定調査票」の項目を基に行うものとし、③「介護保険要介護認定調査票」中の「基本調査」の「認知症高齢者の日常生活自立度」が本件自立度判定基準のランク「Ⅱ」以上であることを前提に、④本件認定要領の別紙【知的障害者に準ずる認定表】記載「〈Ⅰ〉認知症の状況」アないしウの項目中1項目以上が「重度」に該当し、かつ、同表記載「〈Ⅱ〉精神・行動障害の状況」アないしキの項目中又は同表記載「〈Ⅲ〉ねたきり高齢者の日常生活動作の状況」アないしウの項目中の1項目以上が「重度」に該当する場合は、『特別障害者（知的障害者重度に準ず）』として認定するものとし、⑤上記認定表記載「〈Ⅰ〉認知症の状況」アないしウの項目中1科目以上「軽度・中度」以上に該当する場合は、『障害者（軽度・中度）に準ず』として認定するものとされている。

- (4) これを本件についてみると、まず、審査請求人母が上記『特別障害者（知的障害者重度に準ず）』あるいは『障害者（軽度・中度）に準

ずる』に該当するか否かは、平成31年（令和元年）12月31日時点を確認有効期間（令和元年7月1日～令和4年6月30日）に含む今回介護認定のための「介護保険要介護認定調査票」（以下「今回調査票」という。）における「基本調査」欄中の別紙【知的障害者に準ずる認定表】に対応する項目についての評価に基づいて判断すべきこととなる（なお、今回認定申請書の「障害の状況（精神の状況）」欄が「1. 常時介護を要する重度の認知症の状態」に○印があることは、すでに述べたとおりである。）。そして、今回調査票における「基本調査」欄の「認知症高齢者の日常生活自立度」は本件自立度判定基準のランク「Ⅱb」とされており、また、別紙【知的障害者に準ずる認定表】に対応する「基本調査」欄の「第1 身体機能・起居動作」、「第2 生活機能」、「第3 認知機能」、「第4 精神・行動障害」及び「第5 社会生活への適応」の各項目についての評価は下記のとおりである（以下、例えば「第1 身体機能・起居動作」の項目9を単に「1-9」と表記する。）

記

- 1-9（片足での立位）：何か支えがあればできる。
- 1-10（洗身）一部介助：
- 2-4（食事摂取）：介助されていない。
- 2-5（排尿）：一部介助
- 2-6（排便）：一部介助
- 2-10（上着の着脱）：介助されていない。
- 2-11（ズボン等の着脱）：一部介助
- 3-1（意思の伝達）：ときどきできる。
- 3-2（毎日の日課を理解）：できる。
- 3-3（生年月日や年齢を言う）：できる。
- 3-4（短期記憶）：できる。
- 3-5（自分の名前を言う。）：できる。

- 3-7 (場所の理解) : できる。
- 3-8 (徘徊) : ない。
- 3-9 (外出すると戻れない) : ない。
- 4-1 (被害的) : ときどきある。
- 4-3 (感情が不安定) : ときどきある。
- 4-4 (昼夜逆転) : ときどきある。
- 4-6 (大声を出す) : ときどきある。
- 4-7 (介護に抵抗) : ときどきある。
- 4-11 (物や衣類を壊す) : ときどきある。
- 4-12 (ひどい物忘れ) : ときどきある。
- 5-3 (日常の意思決定) : できる。

以上によれば、①別紙【知的障害者に準ずる認定表】記載の「〈Ⅰ〉認知症の状況」アないしウの各項目中、同表記載の「〈Ⅱ〉精神・行動障害の状況」アないしキの各項目中及び同表記載「〈Ⅲ〉ねたきり高齢者の日常生活動作の状況」アないしウの各項目中に「重度」に該当する項目は皆無であることが認められるので、審査請求人母を『特別障害者（知的障害者重度に準ず）に該当するもの』と認定することはできないし、②また、同表記載「〈Ⅰ〉認知症の状況」アないしウの各項目中に「軽度・中度」に該当する項目も皆無であることが認められるので、審査請求人母を『障害者（知的障害者（軽度・中度）に準ず）』と認定することもできない。

- (5) 次に、所得税法施行令第10条第1項第7号及び地方税法施行令第7条第7号に定める「身体障害者手帳に身体上の障害がある者に準ずるものとして記載されているもの」並びに所得税法施行令第10条第2項第6号及び地方税法施行令第7条の15の7第6号に定める「身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者に準ずるもの」の認定は、本件認定要領によれば、①障害者控除対象者認定申請書の「障害の状況（身体の状況）」が、「2. ね

たきりではないが，日常生活に支障がある状態」，「3．ほとんど見えない状態」及び「ほとんど聞こえない状態」のいずれかに○印があることを確認したうえ，②本件認定要領の別紙【身体障害者に準ずる認定表】記載の「視覚障害」，「聴覚障害」，「肢体不自由<上肢>」，「肢体不自由<下肢>及び「肢体不自由<体幹>」の各項中1項目以上「重度（1・2級）」に該当した場合は，『特別障害者（身体障害者手帳 1・2級に準ず）』として認定するものとし，1項目以上「中程度（3～6級）」に該当した場合は，『障害者（身体障害者手帳 3級～6級に準ず）』として認定するものとされている。これを本件についてみると，前記(4)で述べたと同様に，審査請求人母が上記『特別障害者（身体障害者手帳 1・2級に準ず）』あるいは『障害者（身体障害者手帳 3級～6級に準ず）』に該当するか否かは，今回調査票における「基本調査」欄の前記各項目に対応する項目についての評価に基づいて判断すべきこととなる（なお，今回認定申請書の「障害の状況（身体の状況）」が「2．ねたきりではないが，日常生活に支障のある状態」に○印があることは，すでに述べたとおりである。）。そして，別紙【身体障害者に準ずる認定表】に対応する今回調査票における「基本調査」欄の「第1群 身体機能・起居動作」及び「第2群 生活機能」の各項目についての評価は，下記のとおりである。

記

- 1-1（麻痺等の有無）：両上肢にはないが，両下肢にある。
- 1-2（拘縮の有無）：肩関節にはないが，股関節及び膝関節にある。
- 1-5（座位保持）：自分の手で支えればできる。
- 1-6（両足での立位保持）：何か支えがあればできる。
- 1-7（歩行）：何かにつかまればできる。
- 1-8（立ち上がり）：何かにつかまればできる。
- 1-9（片足での立位）：何か支えがあればできる。

- 1 - 10 (洗身) : 一部介助
- 1 - 12 (視力) : 普通
- 1 - 13 (聴力) : 普通
- 2 - 1 (移乗) : 介助されていない。
- 2 - 5 (排尿) : 一部介助
- 2 - 6 (排便) : 一部介助
- 2 - 9 (整髪) : 介助されていない。
- 2 - 10 (上着の着脱) : 介助されていない。
- 2 - 11 (ズボン等の着脱) : 一部介助

以上によれば、①別紙【身体障害者に準ずる認定表】記載の「視覚障害」、「聴覚障害」、「肢体不自由<上肢>」、「肢体不自由<下肢>」及び「肢体不自由<体幹>」の各項目中に「重度(1・2級)」に該当する項目は皆無であることが認められるので、審査請求人母を『特別障害者(身体障害者手帳 1・2級に準ず)』と認定することはできないし、②また、上記の各項目中に「中軽度(3～6級)」に該当する項目も皆無であることが認められるので、審査請求人母を『障害者(身体障害者手帳 3級～6級に準ず)』と認定することはできない。

- (6) よって、今回認定申請に対し、処分庁が、審査請求人母を所得税法施行令10条第1項第7号及び地方税法第7条第7号に定める「障害者」、又は所得税法第10条第2項第6号及び地方税法施行令第7条の15の7第6号に定める「特別障害者」にいずれも該当しないものと認定判断した本件否認処分は、本件認定要領及び本件自立度判定基準に則り適正になされたものであって、何ら違法ではなく、また不当な点も認められない。
- (7) そこで、審査請求人の主張について判断する。審査請求人の主張は、要するに、①前回介護認定と今回介護認定における調査員作成の調査票と主治医作成の意見書をそれぞれ比較対照すると、今回介護認定に

における調査員調査票と主治医意見書の各項目ともに、審査請求人母の機能が前回介護認定時よりも明らかに低下していることを表しているにもかかわらず、審査請求人母の「認知症高齢者の日常生活自立度」のランクは、前回介護認定時の「Ⅲ a」から今回介護認定時の「Ⅱ b」へと逆に上昇改善したことになっていること、②神戸市は、今回介護認定の介護認定審査会において、審査請求人母の「認知症高齢者の日常生活自立度」が明らかに低下していたことにより、ランクを「Ⅲ a」とすべきであったにもかかわらず、調査員に対して不当にこれの見直しを求めた結果、ランクが「Ⅱ b」となったものであるから、今回介護認定の介護認定審査会の審議には疑義がある、というものである。しかしながら、本件の全資料によっても、今回介護認定の介護認定審査会において、神戸市が調査員に対し、審査請求人が主張するような「認知症高齢者の日常生活自立度」のランクの不当な見直しを求めた事実は認めることができないから、審査請求人の主張は、この点においてすでに失当というべきである。しかも、資料によれば、審査請求人母が本件否認処分となったのは、前記「3-4（短期記憶）」の項目についての評価が前回介護認定では「できない。」とされたことにより、別紙【知的障害者に準ずる認定表】記載「〈1〉認知症の状況」アの項目が「軽度・中度」に該当したことによって、『障害者（軽度・中度）に準ずるもの』に該当するものと認定された結果、前回認定処分を受けたのに対し、今回介護認定では前記「3-4（短期記憶）」の項目についての評価が「できる。」と評価されたことにより、前記認定のとおり、別紙【知的障害者に準ずる認定表】の要件をすべて充足しなかったことに起因するものと認められから、今回介護認定時における審査請求人母の「認知症高齢者の日常生活自立度」のランクが「Ⅲ a」か「Ⅱ b」かの判定とは無関係というべく、かかる点からも審査請求人の主張は理由がない。

第5 調査審議の経過

令和2年6月26日 第1回審議

令和2年7月31日 第2回審議

令和2年8月28日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 本件審査請求の争点

本件審査請求の争点は、今回認定申請に対して、処分庁が、審査請求人母を所得税法施行令第10条第1項第7号及び地方税法施行令第7条第6号に規定する「障害の程度が第1号又は第3号に該当する者に準ずるもの」及び所得税法施行令第10条第2項第7号及び地方税法施行令第7条の15の7第6号に規定する「その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるもの」のいずれにも該当するものと認定しなかったことの違法性及び不当性である。

2 処分庁が準拠した各規定とその合理性

神戸市は、同市の福祉事務所長が、所得税法施行令第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令第7条第7号及び第7条の15の7第6号の各認定を適正かつ公平に行うために、本件認定要領を策定してこれに依拠して認定するとともに、本件自立度判定基準を活用して、上記各認定を行っている。本件認定要領及び本件自立度判定基準は、所得税法及び地方税法の目的及び理念のほか、認知症高齢者に関する専門的知識や長年培われてきた実務経験に基づき策定されたものであるところ、現時点において、その内容の不合理性・不適切性は認められないし、この点に関する審査請求人からの指摘もない。よって、処分庁が今回認定申請に対する審理・認定判断を行うに当たり、本件認定要領及び本件自立度判定基準に依拠したこと自体はもとより合理的で正当なものというべきである。そして、所得税法施行令第10条第1項第7号及び地方税法施行令第7条第7号に定める「知的障害者に準ずるもの」並び

に所得税法施行令第10条第2項第6号及び地方税法施行令第7条の15の7第6号に定める「重度の知的障害者に準ずるもの」の認定方法は、本件認定要領によれば、①障害者控除対象者認定申請書の認定対象年の12月31日時点を認定有効期間に含む「介護保険要介護認定調査票」の項目を基に行うものとし、②障害者控除対象者認定申請書の「障害の状況（精神の状況）」が、「1. 常時介護を要する重度の認知症の状態」又は「2. 外出時のみ介護を要する中・軽度の状態」に○印があることを確認したうえ、③「介護保険要介護認定調査票」中の「基本調査」の「認知症高齢者の日常生活自立度」が本件自立度判定基準のランク「Ⅱ」以上であることを前提に、④本件認定要領の別紙【知的障害者に準ずる認定表】記載「〈Ⅰ〉認知症の状況」アないしウの項目中1項目以上が「重度」に該当し、かつ、同表記載「〈Ⅱ〉精神・行動障害の状況」アないしキの項目中又は同表記載「〈Ⅲ〉ねたきり高齢者の日常生活動作の状況」アないしウの項目中の1項目以上が「重度」に該当する場合は、『特別障害者（知的障害者重度に準ず）』として認定するものとし、⑤上記認定表記載「〈Ⅰ〉認知症の状況」アないしウの項目中1科目以上「軽度・中度」以上に該当する場合は、『障害者（軽度・中度）に準ず』として認定するものとされている。

3 本件処分の違法性及び不当性についての検討

当審査会としても、審査請求人母は所得税法施行令第10条第1項第7号及び地方税法第7条第7号に定める「障害者」、又は所得税法第10条第2項第6号及び地方税法施行令第7条の15の7第6号に定める「特別障害者」のいずれにも該当しない、と判断した。理由については、第4-2-(4)及び(5)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

(1) 本件処分は申請を拒否する処分と解されるところ、処分庁は、本件処分を行うに当たって、審査請求人に対し、同時に、「非該当（認定不能） ※理由：対象者要件に該当しないため」と提示しており、行

政手続法第8条第1項の規定に基づく理由の提示として十分であるかは疑問の残るところであるが、仮に理由の提示として十分ではないとしても、かかる瑕疵は本件処分を取り消しうるべき瑕疵ではない。

- (2) 他に本件処分に取り消しうるべき違法又は不当な点は認められない
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第7 付言

- 1 本件審査請求については、上記のとおり棄却されるべきであるが、本件処分の理由の提示について、次のとおり付言する。
- 2 処分庁は、本件処分を行うに当たって、審査請求人に対し、同時に、「非該当（認定不能） ※理由：対象者要件に該当しないため」と提示しており、審査請求人と同様の立場の申込者に対しては同様の提示をしているものと思われる。許認可等の申請に対して行政庁が拒否する処分をする場合には、行政手続法第8条第1項の規定に基づき、当該処分の理由を示さなければならず、その程度については、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して」申請が拒否されたかを、「申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならぬ」とされており（最高裁判所昭和60年1月22日判決）、より詳細な理由について処分通知書に記載することが望まれる。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委員 大 原 雅 之

委員 西 上 治